平成２３年（フ）第８０５号
札幌市西区琴似１条５丁目４番８―602号
債務者　佐藤　素規
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３５号
札幌市中央区南１条東２丁目13番地１　パークヒルズOM中央12―601号
債務者　五日市伸栄
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００６号
札幌市北区新琴似５条13丁目８番１号　日新ハイツ102号
債務者　大竹　勝美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４９号
札幌市豊平区旭町２丁目１番２―801号
債務者　田中　長作
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６８号
札幌市豊平区月寒東５条６丁目２番24―102号
債務者　工藤　由佳
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８６号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目８番６号　マイエスポワール安宅202号
債務者　小友　貴継
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１０号
札幌市豊平区豊平６条10丁目５番５―303号
債務者　原　ゆかり
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１５号
札幌市北区北26条西２丁目１番22―111号
債務者　末野　安博
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１３７号
北海道恵庭市緑町２丁目９番１―203号
債務者　印牧　圭太
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３号
北海道留萌市元町４丁目47番地の１ときわマンションA、申立時の住所北海道留萌市千鳥町３丁目24番地の１
債務者　斎藤　英明
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第１２号
北海道網走市潮見７丁目13番10―５号
債務者　高田　純子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第２１４号
神奈川県小田原市多古339番地の６
債務者　武藤　路子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２３号
神奈川県伊勢原市池端263番地の５　ウイスタリア伊勢原103号
債務者　髙木　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２６２号
神奈川県秦野市本町３丁目13番13の302
債務者　西村　恭江
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2128番地の７コーポ鈴木101
債務者　鈴木　將充
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６９号
静岡県熱海市下多賀1096番地の５
債務者　佐藤　要三
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
愛知県弥富市鯏浦町下六74番地　宇佐美住宅９
債務者　岩倉　啓二
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０１９号
名古屋市守山区松坂町104番地　新貝荘１号
債務者　市川久美子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部